

京都市上下水道局告示第47号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成17年3月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

廃止届出業者

- 1 滋賀県大津市中央四丁目3番27号

株式会社三輝

代表取締役 笠井 章三

- 2 京都府城陽市奈島中島7番地の1

シー・アイ・アール株式会社

代表取締役 山口 隆道

(上下水道局水道部給水課)